

令和5年度規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業 JFS 規格のモデル的認証取得の支援事業審査手順

1. 目的

この文書は、令和5年度規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業 JFS 規格のモデル的認証取得の支援事業実施規程に沿って、公平な審査を実施するために、モデル実証事業審査に係る手順を規定する。

2. 適用

2.1 外部審査員の選任及び審査委員会の設置

一般財団法人食品安全マネジメント協会（以下、協会という）は、JFS 規格取得支援対象事業者（以下、支援対象事業者という）の選考及びその事業実施計画の承認にあたり、JFS 規格取得支援対象申請事業者と利害関係を持たない外部有識者を選任し、審査委員会を設置する。また、審査委員会に対し、審査委員会設置の目的、拘束時間数、審査手順等を明らかにする。

2.2 審査委員会

審査委員会は、協会から諮問される申請案件（対象要件を満たすことが確認済みであり、加点評価が提供された案件）に対し、件数枠を考慮の上で採択の可否を総合的に判断して協会に回答する。

2.3 審査

- (1) 協会は、申請書等の確認を行い、対象要件に合致していることを確認する。
- (2) 協会は、支援対象事業者の選考にあたり、優先される項目として、以下に該当する場合は各 1 点を加点し、加点評価結果をまとめる。
 - ・輸出促進法第 37 条の規定に基づく輸出事業計画の認定を受けている
 - ・JFS 規格の取得がない、もしくは取得件数が 15 件未満のセクター
 - ・法人格を有し、3 期分の決算書において債務超過がなく事業体制が安定している
 - ・前年の売上高が 1 億円未満である
 - ・JFS 規格、特に認証を新規に取得する
 - ・モデル実証の意義となる要素が認められる規格取得事案については、1 要素につき 1 点を加点する
- (3) 同点で選抜が必要な場合は過去 3 期分の売上高平均のより小さい事業者を優先する。
- (4) 協会は、申請書等及び加点評価結果を審査委員会に諮問する。
- (5) 審査委員会は、申請書等及び加点評価結果を参考に総合的に審査する。
- (6) 協会は審査委員会の結果に基づいて採択する支援対象事業者を決定する。
- (7) 応募規定数に満たない場合でも、同様の手順で審査を実施する。
- (8) 追加公募時の審査については、同様の手順で実施する。

以上